

【講演レポート】JIPDEC セミナー「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護～データ越境移転ルールの最新動向～」

講演「グローバル CBPR の概要紹介～CBPR 認証制度について」

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局
主任研究員 大下 奈美

データの越境移転について

JIPDEC/ITR が今年 1 月に実施した「[企業 IT 利活用動向調査](#)」で国内企業の越境移転の状況を調査したところ、多くの企業が APEC、EU、他地域の国にデータの越境移転を行っていることがわかりました。

国内でのみ事業を展開している企業の場合、越境移転は自社には関係ないと捉えている企業も多いかと思いますが、たとえば外国企業が提供するサービスや、社員管理システムで使っているデータが外国のサーバーを利用している場合は越境移転を行っていることとなりますので、越境移転状況のセルフチェックリストで確認してみるとよいでしょう。(図 1)

5. 越境移転状況のセルフチェック

あなたの会社の個人データは越境移転している?

- 外国事業者とは取引していない
- 個人データはすべて自社で保存管理している
- 外国のプラットフォームサービスは一切利用していない
- 委託先における個人データの取扱いについてすべてを把握している

チェックしてみよう

8

図 1. 越境移転状況のセルフチェック

越境移転を行う場合、グローバルの視点での個人情報の保護や管理が求められます。今回ご紹介する APEC CBPR 認証を取得することで、適切な個人情報の管理が行われていることを外部に PR でき、またデータの取り扱いに対する信用取得、個人データの越境移転が円滑に行える、国や認証機関からの手厚いフォローを受けられるなどのメリットがあります。

CBPR 認証制度の概要

APEC CBPR (Cross Border Privacy Rules/APEC 越境プライバシールールシステム) は 2011 年 11 月に日・米等 9 つのエコノミーにより運用が開始されました。本制度は現時点で 5 か国のアカウンタビリティ・エージェント (AA) が、CBPR システムに参加する事業者の越境個人データの取り扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備、社内ルールの運用が CBPR システムの要求事項を満たしているかを審査・認証を行っており、JIPDEC は 2016 年に日本で唯一 AA に認定されました。(図 2)



5. APEC CBPR の取組み

- **APEC プライバシーフレームワーク** (2004年10月採択) 21エコノミー
APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定。
➢ 人口では世界の41.4%、GDP (国内総生産) では57.8%、貿易額では47%
- **CPEA (越境執行協力協定)** 2009年11月 11エコノミー
➢ エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応
➢ 米国、日本、韓国、シンガポール、カナダ、メキシコ、豪州、台湾、フィリピン、
ニュージーランド、香港
- **CBPR (越境プライバシールールシステム)** 2011年11月 9エコノミー
➢ 運用するための仕組みとしての CBPR システム (APEC 越境プライバシールールシステム : APEC Cross Border Privacy Rules System)
➢ 米国、日本、韓国、シンガポール、台湾、カナダ、メキシコ、豪州、フィリピン

プライバシー執行機関間の有効な越境的協力
- **AA (アカウンタビリティ・エージェント)** 5エコノミー
(2022年9月時点)
米国、日本、韓国、シンガポール、台湾

図 2. APEC CBPR 参加エコノミー

注) 2024 年、マレーシアが CBPR エコノミーに参加

現在の CBPR 認証取得事業者数は、2024 年 9 月時点で 76 社 (グループ認証を含めれば約 1,800 社) が取得していますが、Apple などの巨大 IT を含め米国企業が半数以上を占めており、日本では 4 社が取得しています。(図 3)

JIPDEC

7. APEC CBPR 認証取得概況

<http://cbprs.org/compliance-directory/cbpr-system/>
<http://cbprs.org/compliance-directory/prp/>

2024年9月13日 現在

国名	AA名	AA認定	CBPR認証取得 事業者数	PRP認証取得 事業者数
米国	TrustArc	2013年	37	31
米国	Schellman	2019年	2	9
米国	NCC Group	2020年	5	6
米国	HiTrust	2020年	—	—
米国	BBB National Programs	2019年	6	4
シンガポール	IMDA	2019年	8	5
韓国	KISA	2019年	13	—
台湾	III	2021年	1	—
日本	JIPDEC	2016年	4	—
合計			76社	55社

20

図3. APEC CBPR 認証取得概況 (2024/9 時点)

※CBPR システム認証取得企業一覧

<http://cbprs.org/compliance-directory/cbpr-system/>
<http://cbprs.org/compliance-directory/prp/>

グローバル CBPR について

2022年4月、わが国を含む APEC CBPR 参加エコノミーにより、さらにグローバルで発展的な越境移転を行うためのグローバル CBPR が発足しました。2022年4月時点の参加国（正会員）である日本、米国、韓国等 9 か国に加え、2023年4月には英国が準会員として参加を表明しました。これまでは APEC 域内に対象国を限定していましたが、今後は域内に捉われずグローバルな制度として広く開かれた制度として発展していこうとしています。

グローバル CBPR の認証については、2024年4月に経済産業省から [CBPR グローバル越境プライバシールールシステムの稼働に向けたポリシー、ガイドラインが公表](#)されましたが、実際には CBPR 認証取得事業者との契約等の調整に時間がかかっているため、少し遅れています。今年の後半あたりから開始されるのではないかと想定しています。

現在は APEC の認証基準で審査を行っていますが、グローバル CBPR 認証が開始された場合には円滑に移行できるよう審査プログラムを準備していますので、現在申請準備をされている事業者の方はぜひご申請ください。

CBPR 認証手続きの概要

CBPR 認証手続きの概要、申請フロー、申請書類のダウンロードについては [JIPDEC サイト](#) に資料等

を公開しています。また、2024 年 1 月に経済産業省／個人情報保護委員会共催「グローバル CBPR の展開・普及ワークショップ」の講演レポート「[CBPR 認証取得の紹介](#)」も公開していますので、ご参照ください。

申請書類として、認証申請書等の他、APEC 認証基準の事前質問書（50 問）（様式 1-2）と日本の法律に準拠した追加の質問書（様式 1-3）の回答が必要となります。「事前質問書（様式 1-2 p4）」について図 4 に記載例を挙げていますが、国内から国外へのデータの移転の流れがわかるようになっていたので、この資料を作成することでデータマッピングが可視化できるため、非常に重要でまた便利なものだと思います。

5. 事前質問書（様式 1-2）p4 記載例

v. 越境個人情報を扱う業務内容について記載してください。業務と個人情報の流れが分かるように記載してください。業務毎に記載し、用紙が足りない場合はコピーしてください。⇐

No.	業務名	業務内容

↓

✕ 業務の概要のみ

No.	業務名	業務内容
		業務内容は、○×で..... △を行っている。

様式1-2の「業務説明」は、業務内容、越境移転状況、該当するデータ、移転先が分かるように作成が必要

○ 概要、フロー、越境の境界、台帳番号、委託先

No.	業務名	業務内容
		<p>概要.....</p> <p>業務内容と取得した個人情報が越境する流れ・取得から廃棄までのライフサイクル.....</p> <p>データの流れと目的.....</p> <p>移転先の国ごとの情報(種類、法的根拠、情報)</p> <p>台帳番号1:XXXXXデータ、 移転先5:xxxxx社、移転先6:xxxxx社</p>

図 4. 事前質問書（様式 1-2） p4 記載例

CBPR 認証について [FAQ](#) や [お問い合わせフォーム](#) を用意していますので、不明点などありましたらお問い合わせください。

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局 主任研究員 大下 奈美



企業の情報システム部門の責任者として、インフラ管理、IT 戦略、IT 統制等に携わる。

P マーク、ISMS 等の第三者認証事務局業務を多数の企業で行う。

2020 年から JIPDEC プライバシーマーク審査員。ISO 審査員補資格等を複数保有。2024 年より現職。経済産業省、個人情報保護委員会の受託事業に従事するほか、CBPR 普及啓発事業に携わる。

本内容は、2024 年 9 月 20 日に開催された JIPDEC セミナー「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護～データ越境移転ルールの最新動向～」での講演内容を取りまとめたものです。